

の変更を含む。)

出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願(甲)」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

(4) 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納入する必要がある場合には、新たに出願する際納入すること。

出 願 変 更 の 区 分	入学者選抜手数料の納入
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	先に納入した入学者選抜手数料との差額を納入すること。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料全額を納入すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

7 入学願、調査書及び成績一覧表の作成・提出

(1) 入学願

- ア 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- イ 志願高等学校の学区外の中学校の出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明するに足る書類を添付しなければならない。
- ウ 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(2) 調査書

- ア 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について審査し、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- イ 調査書(様式4)は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

なお、生徒指導要録保存期間を経過した者の調査書作成については、事前に熊本県教育委員会に相談すること。

- (7) 調査書の各教科の学習の記録欄について、第3学年は、在校生については2学期までの評定を記入する。
- (1) 調査書の観点別学習状況欄について、それぞれ観点ごとに評価がAの場合のみ○印を記入し、それ以外は空欄とすること。